

令和7年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和7年9月10日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委 員 長	中 村 美 穂	副 委 員 長	堀 真
委 員	松 林 敏	委 員	浦 川 圭 一
委 員	安 部 都	委 員	山 口 憲一郎
委 員	竹 中 悟		

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議 事 課 長	山 口 聡一郎	主 査	村 田 潤 哉
---------	---------	-----	---------

説明のため出席した者

教 育 次 長	荒 木 隆	教育委員会理事	鳥 山 勝 美
(教育総務課)			
課 長	久 原 和 彦	課 長 補 佐	山 下 泰 明
係 長	島 美 紀		
(学校教育課)			
課 長 補 佐	梶 尾 和 美		
(生涯学習課)			
課 長	中 尾 盛 雄	課 長 補 佐	原 雅 美
係 長	浦 川 真	係 長	藤 原 庸 祐
(農業委員会)			
事 務 局 長	荒 木 啓 二	係 長	森 雅 之

本日の委員会に付した案件

議案第60号 令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時30分

閉会 12時10分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

まず、昨日の審査をいたしました建設産業部産業振興課のデジタルツールを活用した情報発信事業補助金について、説明があるということですので説明を求めます。

産業振興課永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

昨日ご質問いただきました7款1項1目18節負担金、補助及び交付金のうち、デジタルツールを活用した情報発信事業補助金、こちらのポータルサイトの掲載事業者数を304事業所、時津、長与合わせて340事業所と申しました。その内訳といたしまして、長与の事業者が163事業所、時津の事業所が177事業所でございます。

○委員長（中村美穂委員）

昨日の八木委員の質問に対する答えというところの詳細が分かったというところでございますので、皆さんよろしいでしょうか。

それでは産業振興課の説明は、以上で終わりたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

令和7年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第60号令和6年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、本常任委員会に分割付託を受けた分で、本日は教育委員会の審査を行います。教育委員会の教育総務課、学校教育課について、提案理由の説明を求めます。

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

それでは令和6年度一般会計決算書、歳入歳出の事項別明細につきまして、教育総務課と学校教育課所管を併せて説明いたします。それでは歳入から説明をいたします。24、25ページをお開きください。よろしいでしょうか。12款1項3目教育費負担金1節教育総務費負担金のスポーツ振興センター共済保護者負担金です。小中学生に掛けております共済掛金920円のうち、要保護、準要保護の世帯を除く3,019名の保護者の方に2分の1の額をご負担いただいているものです。続きまして30、31ページをお願いいたします。14款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金、1行目、要保護児童生徒援助費補助金および2行目の特別支援教育就学奨励費補助金は、就学援助費に充当しております。3行目の公立学校情報機器整備費補助金はGIGAスクール運営支援センター整備委託に充当しております。2節中学校費補助金についても1節と同様の事業の中学校予算に充当しております。続きまして36、37ページをお願いい

たします。１５款２項７目教育費県補助金１節教育総務費補助金です。不登校支援推進事業補助金は補助率２分の１で、長崎県教育委員会が推進する、不登校児童生徒の社会的自立を促すことを目的とした未来へつなぐ確かな一歩推進事業における講師謝礼や活動経費に充当をしております。２節小学校費補助金、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）は、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケアを施すことが可能な看護師資格を持つ特別支援教育支援員１名の報酬ならびに通勤手当に充当をしております。校内教育支援センター設置促進事業補助金は、小学校の子どもと親の相談員５名の報酬ならびに通勤手当に充当しております。３節中学校費補助金も同様で、校内教育支援センター設置促進事業補助金は、中学校の心の教育相談員３名の報酬ならびに通勤手当に充当しております。続きまして３８、３９ページをお願いいたします。１５款３項７目教育費委託金１節中学校費委託金です。１行目、キャリア教育充実事業委託金は、長崎県教育委員会の委託事業で、長与第二中学校において地域や民間企業と連携し、生徒のキャリア発達に関わる資質能力の育成を目指す研究に取り組むための事業委託金になります。中学校教育振興費の報償費の講師謝礼や先進校視察等の旅費等に充当をしております。１６款１項２目利子及び配当金１節利子及び配当金の上から６行目、奨学資金貸付基金運用収入、そして、一番下の教育振興基金運用収入が教育総務課の所管分となります。４０、４１ページをお願いいたします。１７款１項７目ふるさと長与応援寄附金１節ふるさと長与応援寄附金です。このうち、教育の充実や生涯学習を推進分の４,８４０万１,８００円を小中学校のトイレ洋式化工事などに充当をしております。続きまして４４、４５ページをお願いいたします。１８款２項６目教育振興基金繰入金１節教育振興基金繰入金です。給食共同調理場真空冷却機導入事業に充当をしております。次のページ４６、４７ページをお願いいたします。２０款５項１目弁償金１節弁償金です。町内学校で起きた不祥事で町が支払った損害賠償求償金です。２目給食事業収入１節学校給食食材費負担金です。給食の公会計に伴う賄い材料費の保護者等負担分およびその滞納繰り越し分です。４８、４９ページをお願いいたします。３目雑入１節雑入です。中段付近の１６行目、電柱等設置使用料のうち、１２万５,８０３円が教育総務課分。そして、その下、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金のうち１０万６,０９５円を、長与町英語による国際コミュニケーション活動をはじめとする英語推進事業に充当をしております。その２行下、住宅借上料返戻金は、外国語指導助手ＡＬＴのために町が事前に支出をしていた家賃等に対するＡＬＴ個人負担分の返戻金です。下から１０行目、学校給食廃食用油売払収入は給食に使用した廃油の売り払い収入です。次のページ、５０、５１ページです。２行目、小学校ＩＣＴ機器等修理費負担金および次の行の中学校ＩＣＴ機器等修理費負担金は、タブレット端末の破損にかかる修理代、それぞれ小学校３名分および中学校１名分です。以上が歳入です。

続きまして歳出です。１６４、１６５ページをお願いいたします。１０款１項１目教育委員会費です。１節報酬から１０節需用費は経常的な経費の支出です。２目事務局費

です。1節報酬の主なものは、令和6年度より設置したあたらしい学校づくり検討委員会委員報酬および教育相談指導員2名、教育運営指導員1名分と外国語指導助手3名分の報酬です。2節給料は、教育長、次長と学校教育課および教育総務課の職員の人件費の支出です。3節職員手当等、会計年度任用職員期末手当は学校運営指導員1名、学校教育相談指導員2名、適応指導教室指導員1名、計4名分です。4節共済費の1、2行目、共済組合負担金と特別職共済組合負担金は、教育長、次長、そして学校教育課、教育総務課の職員分です。3行目の会計年度任用職員社会保険料は、学校運営指導員1名、学校教育相談指導員2名、適応指導教室指導員1名、ALT3名、計8名分です。7節報償費は、就学時健康診断医師の謝礼などです。続きまして166、167ページをお願いいたします。8節旅費、会計年度任用職員通勤手当につきましては、学校運営指導員、学校教育相談指導員、適応指導教室指導員、ALT、一般事務補助パート職員の通勤手当です。9節交際費は教育長交際費です。10節需用費は経常的な経費です。11節役務費のインターネット接続料は統合型校務支援システム関連経費です。4行目の金融機関取扱手数料はスポーツ振興センターの掛金入金時の硬貨の整理手数料です。13節使用料及び賃借料の住宅借上料はALT助手分となります。入場料は全国高等学校ラグビーフットボール大会の入場料です。18節負担金、補助及び交付金の主なもので、4行目の各種大会参加補助金は、交通費、宿泊費を補助しており、町内の中学校および地域部活動の受け皿である長与スポーツクラブ、通称NSCに対する補助金。県予選が4チーム、県大会が25チーム、九州大会2チームの延べ31チーム分となります。3目教育振興基金24節積立金、教育振興基金積立金です。定期預金利息112万9,538円を積み立てております。次のページをお願いいたします。168、169ページです。2項小学校費1目小学校管理費です。1節報酬の一番下、教育支援員報酬は、小学校の特別支援教育支援員15名および医療的ケアを行う看護師資格を持つ特別支援教育支援員1名、計16名分の報酬です。8節旅費、費用弁償は、小学校の学校運営協議会分です。その下、会計年度任用職員通勤手当は、小学校の特別支援教育支援員の交通費です。10節需用費、上から8番目の修繕料の主なものは、長与小学校高圧ケーブル改修、長与南小学校屋上防水補修などです。11節役務費は経常的な経費です。12節委託料です。主なものは次のページになります。170、171ページ、学校図書校務補助員委託料と学校用務委託料です。その中ほどにある設計監理委託料は、高田小学校のり面調査測量設計業務委託、長与南小学校体育館改修工事設計業務委託分となります。13節使用料及び賃借料の6行目、ソフトウェア使用料は、統合型校務支援システム、ウイルス対策ソフトウェア、デジタル教材使用料です。LED照明賃借料は長与小学校分となります。14節工事請負費の1行目、屋外附帯施設整備工事費の主なものは、高田小学校のぼり棒取り替え工事です。2行目の校舎整備工事費は、長与北小の普通教室LED照明取り替え工事、洗切小および北小のトイレ洋式化工事が主なものです。17節備品費です。一般備品購入費の主なものは全小学校におけるインターネットアクセス

管理装置の購入です。保健室用備品購入費の主なものはデジタル身長体重計、給食用備品購入費は配線などの購入をしております。18節負担金、補助及び交付金です。一番下の遠距離通学費補助金ですが、洗切小学校4名、北小学校15名に支出をしております。21節授業目的公衆送信補償金は、教育機関の設置者が補償金を支払うことにより、学校等の教育機関の授業で予習復習に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を児童生徒の端末に送信することなどを、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行えるものです。2目小学校教育振興費です。7節報償費は総合的な学習の時間等における講師謝礼です。8節旅費は子どもと親の相談員の通勤手当です。次のページをお願いいたします。172、173ページです。10節需用費は経常的な経費です。17節備品購入費、図書購入費は1,633冊を購入しております。教材備品購入費は教師用デジタル教科書などを購入しております。19節扶助費の就学援助費は要保護10名、準要保護289名、特別支援37名に学用品費などを支援しております。要保護児童に対しては、約2分の1の国庫補助があります。次に、10款3項中学校費1目中学校管理費です。1節報酬の一番下、教育支援員報酬は中学校の特別支援教育支援員6名分の報酬です。8節旅費は中学校の学校評議員の費用弁償および特別支援教育支援員の通勤手当です。10節需用費、修繕費の主なものは長与中学校敷地内舗装修繕、高田中学校多目的ホールおよび廊下床研磨塗装補修です。11節役務費は経常経費です。次のページ、174、175ページです。12節委託料の主なものは学校図書校務補助員委託料と学校用務委託料です。13節使用料及び賃借料です。下から2行目、ソフトウェア使用料は、統合型校務支援システム使用料、ウイルス対策ソフトウェア、デジタル教材使用料です。14節工事請負費です。校舎整備工事の主なものは、長与中および長与第二中学校の特別教室LED照明取り替え工事、長与中および高田中のトイレ洋式化工事です。17節備品購入費です。一般備品購入費は、全中学校へのインターネットアクセス管理装置購入が主なものです。18節負担金、補助及び交付金です。3行目の遠距離通学費補助金ですが、長与中学生徒35名、第二中の生徒19名に支給をしております。21節授業目的公衆送信補償金は、小学校管理費と同じ費目であり、中学校の生徒を対象とするものです。続きまして、2目中学校教育振興費です。1節報酬は心の教育相談員3名分、部活動地域移行コーディネーター1名分です。次のページをお願いいたします。176、177ページです。10節需用費は経常的な経費です。11節役務費は廃棄した冷蔵庫のリサイクル料となります。13節使用料及び賃借料、自動車借上料は郡の中総体、吹奏楽コンクール等のバスの借上料に使用しております。17節備品購入費の図書購入費は1,058冊の図書を購入しております。教材備品購入費としてベルトディスクサンダーなどを購入しております。19節扶助費の就学援助は要保護7名、準要保護134名、特別支援8名に学用品費などを支給しております。小学校費と同様、要保護の生徒に対しましては、約2分の1の国庫補助があります。5項1目奨学金、奨学資金基金積立金です。預金利息を当該基金に積み立てるものです。ちょっと飛びまして192、193ページ

をお願いいたします。１０款７項３目学校給食費です。８節旅費は学校給食運営委員会時の費用弁償です。１０節需用費、賄材料費は給食の公会計化に伴う給食食材の購入費です。１１節役務費は経常的な経費です。１２節委託料、主なものは給食調理委託料、給食配送委託料、共同調理場管理事務委託料です。次のページをお願いいたします。設計監理委託料は、給食共同調理場真空冷却機導入工事設計業務委託およびその工事監理業務委託です。下から２番目、職員廃棄物処分業務委託料は、学校給食で出た野菜くずや食べ残しを集め、豚の液体飼料として再利用するための業務委託料です。１４節工事請負費は共同調理場の真空冷却機導入に係る工事費です。１７節備品購入費の給食用備品購入費の主なものは、真空冷却機等の購入となります。次に２０３ページをお願いいたします。４基金の（６）奨学資金貸付基金が教育総務課担当の基金となります。現在貸付金合わせまして決算年度末現在高３,８７２万４,０００円となっております。昭和５８年から奨学資金の貸し付けが開始され、昨年度まで１３５名の方に貸し付けをしています。内訳としましては、償還を終えられた方が１０４名、償還中の方が３０名、そして、貸し付け中の方が１名となっております。ちなみに６年度の新規貸し付けは０名でした。続きまして２０４ページ、（１３）教育振興基金につきましては、決算年度末現在高１０億５,６９７万５,０００円となっております。以上が教育総務課関連の基金となります。

そして、最後になりますが、主要な施策の成果に関する報告書の５８ページから６１ページにかけて教育総務課分を、そして、６５ページに学校教育課分を掲載しておりますので、ご参照をお願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。ページを追って質疑を受けたいと思いますので、教育総務課、学校教育課、ページを追って一緒に質疑を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。まず歳入からまいります。２４、２５ページ、質疑はありませんか。続きまして３０、３１ページで、質疑はありませんか。続いて３６、３７ページで、質疑はありませんか。次のページですね。３８、３９ページのところで、質疑はありませんか。その次のページ、４０、４１ページのところで、質疑はありませんか。続いて４４、４５ページのところで、質疑はありませんか。次のページの４６、４７ページのところで、質疑はありませんか。次のページの４８、４９ページのところで、質疑はありませんか。ないですか。その次のページ、５０、５１ページのところで質疑はありませんか。

それでは続いて、歳出の方に移りたいと思います。歳出の１６４、１６５ページのところで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません。歳入の最後にちょっと戻りたいんですが、50、51ページですね。雑入のICT機器等修理費負担金、先ほど人数等ご説明いただきましたけど、これはタブレットを何か壊したというか、生徒、当然保護者になるんでしょうけど、さんが修理費の一部を負担したという意味でよろしいんでしょうか。それと、もしそうであれば負担割合というか、修理費の例えば1割とか何か決まっているのかを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ちょうど切りのいい数字となつてございますが、このケースに関しては、全てタブレットの画面の割れの修繕になります。基本的には学校の活動の中で、そういった事案が発生した場合は、もう公費で修理をしているところでございますが、この決算全てですね、ご家庭での事故によって画面割れが生じたケースになります。その場合は、負担割合何割というよりも、1件当たり画面割れであれば1万円をご負担いただいているということでございます。実際に修理費は約2万円ほどかかりますが、もうご家庭のご負担は1万円ということでやっております。

○委員長（中村美穂委員）

それでは164、165ページのところの歳出のところで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この164、165ページの10款1項2目3節職員手当等の4行目、時間外勤務手当なんですが、当初予算額が249万円ぐらいになっていたかと思うんですが、5年度の決算をちょっと見ると293万円、300万円弱だったものが、ちょっと379万5,000円ほどと多くなってるように感じるんですが、何か増員がとか、そういうことなのか。何かその当初予算当時、想定以上に時間外勤務が何かの理由で増えたのか。ちょっとまず伺います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校教育課の課員の時間外勤務手当が増えているというようなところです。要因につきましては、1人産休に入ったことによる産休の会計年度職員および職員が1月から増員になりました。また、給食の公会計がスタートしたのは5年度からなのですが、5年度の一周が終わっていろんな課題が見えてきて、業務の精選等々を進めているのですが、どうしても給食の公会計化で時間を食っているところがございます。また、督促業務がございまして、各滞納家庭の訪問であるとか、督促納付書の送付であるとか、想定しておりませんでした業務が増えたことによる時間外勤務の手当の増加というふうに捉えています。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと、要因が幾つかある中で、その今おっしゃった給食公会計化に伴うものですが、やはり5年度からということでしたけど、まだ1、2年しかたっていない段階のもので、言ってみればその業務に一定慣れてくるというか、大体効率化っていうのは、今後というか、今年度とか図られているんでしょうか。かなり当初想定より時間外勤務手当が多いイメージなんですけど、そのあたりの改善等は、どう進められる予定か。改善されていくのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校教育課の業務が教育総務課の業務、教育委員会なりの業務の担当替えがありまして、業務が増えたところはございますが、その分、学校教育課の課員を1名増員していただいております。また、公会計化についても一周したことによって、ある程度マニュアル化、業務の精選が図られているところです。ただ、物価高騰等々がございまして、業者との価格の交渉であるとか、設定であるとか、少し時間を使うところはあるのですが、そういったマニュアルに沿った業務を進めていく中で、時間外勤務を縮減していきたいと考えております。また、給食の公会計とは別ですが、今度新しいG I G Aセカンドに向けて、また、大きな予算を扱わせていただきますし、また、そういった購入分で新たな業務も増えてくるのですが、時間外勤務の縮減を図って課員の健康とともに予算を使わないように、縮減を図っていきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて166、167ページのところで、質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

167ページの各種大会参加補助金なんですけど、これ124万円ほどの補助金のNSCですね。全大会で21大会に補助を出されたというところだったんですけど、これは一律に大会の補助は確立していらっしゃるんでしょうか。それともそれぞれにまた違った金額の補助でなってるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ちなみに21ではございません、31ですね。基本的には旅費、参加費に対しての補助になりますので、当然バスで行くのか、それともJRで行くのか、遠方であれば飛行

機を使うこともございますので、その旅費に対しての負担にございますので、一律幾らというような補助ではございません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

J Rだったり、バスだったり、飛行機だったり、そういうことで、それぞれその大会によって違うと思うんですけど、そしたらもう上限は幾らというふうなところで決まってるんでしょうかね。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今回、全国大会ございませんでしたが、全国大会があれば当然それだけ旅費がかさむということもございますし、特に単件あたりの上限額というのは、設定をしております。ただ当然、予算額というのがございますので、必要となれば補正予算ということも念頭に置きつつではありますが、特に単件あたりの上限額というのは設定をしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続きまして168、169ページのところで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

168、169ページの10款2項1目小学校管理費の10節需用費、下から2行目のコピー料なんですけど、これ中学校費も同じなんですけど、当初予算もほぼこの額で組んであるんですけど、5年度の決算額は半分ぐらいなんですよね。その6年度は、当初から何か従来というか、前年度よりも多くなりそうな何かコピー料がすごく増える予定があって、実際に前年度より2倍ぐらいになってるんですけど、これはどうしてなのでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

昨年度におきまして、小中学校両方ともなんですけども、複合機の契約変更を行いまして、雑多にあったプリンターをまとめて集約化をしております。それによって契約方式が変わりまして、コピー料として、契約当初に180万円ほどプラスアルファで払っ

てるってということになります。それと輪転機といいまして、白黒で多く出しておりましたが、もうそちらもあまり効率的じゃない運用であつたりとかしますので、ちょっとそこも当然そこにもお金がかかるということもございまして、先ほど申し上げましたまだ学校にはそれぞれ輪転機ございますが、段階的にその使用を減らし、先ほど申し上げた新しい複合機に集約するという方針でございますので、この輪転機分が乗かってこのコピー量も増えてくるというような要因がございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。それではページを進めていきます。170、171ページのところで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

170、171ページ、10款2項1目17節備品購入費で、先ほど一般備品購入費の中ですかね。アクセス管理の機器ということでしたが、GIGAスクールっていうのは、もう何年も前から導入されてるんですが、これを6年度に購入した理由というか、どういうものなのかっていうのも含めて、その6年度に購入となった理由等があれば伺います。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

中学校も同様になりますが、インターネットアクセス管理装置といいまして、基本的にはフィルタリングを、有害サイトからのフィルタリングをしたりとか、ネットの流れを整流して学校でのネット環境、通信環境を整えるというための装置です。なぜこの時期なのかというところでございますが、小中学校ともにファーストGIGA以前にも一定タブレットを先進的に導入をしてるっていうのもございまして、あとかつ学校にはそれぞれパソコンもございますので、こういったインターネットの管理装置っていうのは、従前から付いてございました。実際そのちょうど1年前に前回のアクセス管理装置を設置しておりますので、その更新時期がちょっと1年前倒し、契約期間の差っていうことでございまして、逆に言えばもともとインターネット管理装置を使いながらファーストGIGAも行っていたというような形です。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

内容は分かったんですが、そうすると一定定期的に更新が要るもの。その、リース等にはなり得ないものなのか、今後も定期的にこの費用がかかるものなのか、ちょっと説明していただければと。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

実際に機器が持つ間は基本的に使えるので単に5年間しか使えない、もしくは契約期間しか使えないということではございません。もっと言いましたら、何の契約だったかと言いましたら、そこに先ほど申し上げたフィルタリングのソフトウェアが入っていたりとかですね、そういった機器のみならずソフトウェアの契約期間というのもございまして、かつ、タイミング的に今回もう取り替えた方がいいというような判断もあった上で、今回替えております。当然、これが5年ごとに替えるかって言ったら、そうではないのかなと。その機器の損耗状況を見ながらかつそのソフトウェアのアップデートができるかどうかという、そういったところも総合的に見ながら契約変更もしくは購入替えというのは、判断していくものだと思います。特段定期的に何年ごとに替えるというようなことが、決まっているというものではないとの認識でございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて172、173ページのところで、質疑はありませんか。続いて174、175ページで、質疑はありませんか。続きまして176、177ページのところで、質疑はありませんか。続いて少しページが飛びますけども、192、193ページのところで、質疑はありませんか。学校給食費のところですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

学校給食についてで、ちょっと特定の費目ではないんですが、ちょっと伺いたいのが、結構近年、県内も含めて給食に異物が混入するっていうニュースがあるんですが、そのあたりは本町では学校給食、どういう対策をとられているのか。こう言ったニュースが結構たまにたまかもしれませんが、続くのを受けて何らか本町で新たな今も何らか金属探知機があるのかもしれませんが、何かこうさらに機器を導入したり、そういう必要性は今のところないのか。ちょっとその点を伺います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

各単独調理場、共同調理場を含めまして、やはり異物混入にはもう細心の注意を払っております。まず、野菜のところから虫等々がないかというところからもう始まって、調理にも細心の注意を払っているところですが、年間を通しますと、やはり1件から2件、異物混入の事案がございます。それが機器の中のゴム片が少し外れてたであるとか、何かしら要因が分からないものであるとか。業者の方のミスであるとかっていうようなところがございます。ですから完全に無くすっていうことを目指しながらも、事案がありましたら、それをすぐ学校教育課の方に報告があって、それをまた各調理場に展開することで注意喚起を払いながら、事故がないように努めてまいりたいと考えておるとこ

ろでございます。特段金属探知機っていうものが、特別こう欠けているようなところはないと思われますが、すいません、全て異物混入については、毎年1、2件ある異物混入については、食前に発見がされておりますので、児童生徒および教職員、学校関係者の健康被害等々はございません。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。まあ異物っていうのもいろいろありますから、当然金属だけじゃないですが、ある意味では一番危険なのが金属なのかなと思って、てっきり私は給食調理場とかっていうのは、もうどこも金属探知機みたいのがあるものだと思ってたんですが、そういうのは必要ないのか、導入予定等もないのか、ちょっとその点、どうなんですかね。他の給食調理場もあんまり導入してないものなのか、もし分かれば伺います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がご心配のとおり金属が口の中に入ったら本当に大けががございますので、本当にその金属に関しては、一番の注意を払っているところです。特に野菜のスライサーであるとかの歯こぼれとかがないかは、もう調理前、調理後に確認をしておりますので、一定目視で大丈夫ではないかなと考えておるところでございます。また、そういった金属探知機の他自治体の導入等々については、まだ調べてないところではございますが、少し研究をさせていただいて、また、その必要性について研究もしてまいりたいと考えます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

関連して給食のアレルギー対策ですね。これはどのようになっていますか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

食物アレルギーをお持ちの児童生徒は多数在籍しておりますので、保護者の申し出に応じて医師の診断書、指示書を基に必要な対策をとっているところでございます。調理場で対応できる部分については、代替食を用意している場合もございますが、調理場では対応不可な場合は、弁当持参等々をしていただいているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

よその自治体でも給食アレルギーということで、アレルギーの種類が増えてるということで、長与町内で調査というか、そういう種類っていうのか、そういうのは把握は当然されてるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

特に年度替わりとか、進学進級に上がるときに一度、いったん、全ての家庭に食物アレルギー対策について対応についてのお知らせをして、新しく相談に来られる方、また、毎年度対応が変わる方は、面談をするようにということを決めて、ガイドラインで決めていますので、そのガイドラインに沿ってアレルギー対応を行っております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

非常に難しい子どもは家庭からお弁当ということで、そういう人たちというのは、給食費というのは、どのような取り扱いになるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

牛乳を止めるお子さんであるとか、おかずを止めるお子さんであるとか、パンを止めるお子さんであるとかで違いがございますが、一定もう全て止めて弁当持参の場合は、給食費を徴収しておりません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところの給食のところでお聞きいたします。先ほどの同僚議員の質問で、そしてアレルギーを持った子どもで、ちょっと何らかの連絡の不行き届きとか、何か親御さんとうまくいかなかったというところで、今ここ数年はアレルギーに対する子どもたちの事故とかはなかったんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

直近で中学校で1件誤飲がございました。ただ、本人自身がすぐ食べたらいけないものだったという形で、常に持参しておりますアレルギーのお薬で、すぐ対応ができた次第でございます。そういった誤飲、誤食が起きないように学級担任だけではなく給食

担当、そして、管理職がその日の給食で誰がアレルギー対応なのかっていうところをダブルチェック、トリプルチェックを行って、事故が起きないように努めているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。令和6年度は、給食費がちょっと値上がりしてしまって、そして、その分の保護者負担の分は、新型コロナの特別何だっけ、交付金で賄ったと思うんですが、その後、その子どもたちにとっては非常に助かる場所だったと思うんですが、その後は、また普通にまた275円の単価と332円に上がったというところでよろしいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

給食費は令和7年度、今議員がおっしゃられた額、小学校275円、中学校332円の方に値上げをさせていただきましたが、保護者負担金につきましては、交付金を活用させていただいてるおかげで、前年度と据え置きという形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

令和6年度の給食費の未納者がいらっしゃると思うんですが、そのあたりその引き落としでありながら未納者がいるというところ、そういうそこをどういうふうに理解したらいいのか。そしてまたそういったご家庭のところは、どうしてその未納をされたのか。そのちょっと原因があれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

未納の要因につきまして、それぞれのご家庭のことですので、その内容につきましては、こちらで調査をかけておりませんし、把握をしておりませんが、未納者が少なくなっているのは、公会計だからではなくて、公会計に伴って課長補佐をはじめ課員が本当に丁寧に督促とか、家庭訪問等を行っているところで、未納者、滞納者が少なくなっているところがあります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その中でもやっぱりちょっとうわさに聞くと、やっぱり保護者はすごいきれいな格好を

していろんな所にして、子どもたちの給食費は支払わないとかいうような、ちょっとそういううわさを聞いたりなんだりするんですね。そういったところでやっぱり滞納されてる方は、やっぱり同じ人がずっと滞納されてるのか。やっぱり先ほど保護者との面談をするということだったんですが、そこは再度何か確認しながら行っているんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

梶尾課長補佐。

○課長補佐（梶尾和美君）

今現在未納者の方につきましては、就学援助の認定が切れた方とか、開始になられた方とかの変動の部分の方が多くて、給食費をお支払いをしないといけないっていうところの認識がちょっと少ない方々が増えて、未納として上がっているような形になっております。ご説明させていただいて、児童手当からの引き落としや納付書の方でのご入金というところでご案内をさせていただいております。滞納者の方につきましては、こちらからもご連絡等で数回連絡をさせていただいて、訪問の方もさせていただいております。その中で訪問の中で、そういった形で改めてまたお話をさせていただいて、児童手当の方からの引き落としの了承とかを頂いてそういった児童手当の徴収からの徴収ということで、移行させていただく方も増えておりますので、今後は、なるべく多くならないような形でさせてはいただいているんですけども、やはり口座引き落としの申し込みの方が多いところではあるんですけども、ほぼ口座引き落としの方にはなってはくるんですが、中には口座の結局残高不足とかっていうので落ちない方が多い。一定、月当たり60から80件ございますので、その方たちに納付書をお渡しして、お支払いをしたつもりがしてなかったというところで、またご案内をというところが現状になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません。ちょっと今聞いてて1点気になったので伺うんですが、保護者が滞納を給食費をしてるからといって、給食を出してない。食べれてないような児童生徒がいるわけじゃない。もう全部食べれてる上で、その分を後ほど督促等で支払ってもらってるという理解でよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がおっしゃられるとおりで、給食費を払ってないから給食を食べさせないということはあっておりません。ですので、食べた分をちゃんとお払いいただきますようお願い

いします、という形で丁寧に働きかけをしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて次のページ194、195ページのところで質疑はありませんか。続いて203ページですね。今ちょっと通知しますが、奨学資金貸付基金のところですね。質疑はありませんか。続いて次のページですね、204ページ、教育振興基金のところで、質疑はありませんか。では、主要な施策ですね。今、主要な施策の58ページから61ページのところまでですかね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

主要な施策の報告書の58ページのLED整備事業ですが、これまず実際に取り替えてみて、教職員の皆さんおよび児童生徒、これは児童ですね、小学校。実感として何ですかね、暗くなったりしてない、大丈夫なんでしょうか。もちろん、その当然替える前に、どのぐらいの明るさかっていうのは、当然、数字で出てはいると思うんですが、LEDに変えたことで、実感として何らかこうよくなった、明るくなったとか、もしくは暗くなった。感じ方でもいいんですけど、何かそういう声っていうのはあるものなのか。もし替えてみた、そうですね。学校からの何か報告、意見等があれば伺います。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

特段の暗くなったというようなお声は頂いておりませんですし、もともとあった蛍光灯の照度を保つ形でLED等に変更をしているということもございますので、そういった声は、マイナスの声というのは届いてないところです。一番は蛍光灯の製造中止に伴って、代替としてLEDを整備しないといけないということもございますので、先ほど申し上げましたとおり環境を悪化するのであれば全く意味がないことですので、今後ともまだ全ての学校が変更しておりませんが、頂いたご意見も参考にしながら照度を保って教育環境の整備に図りたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。おっしゃったとおり蛍光灯がなくなるんで当然替えざるを得ないので、それはいいんですけども。よく実際LED電球とかっていうのを電気屋で見ると、何ワット相当とか書いてあっても実感として電気より暗く感じたりすることがあるもんですから、ちょっとそれを心配したんですが。分かりました。これが長期継続契約ですが、当然、これはもうこの5年間の間に切れたりしたら、それはもう無償といいたいでしょうか。何かその取り替えみたいな形で対応していただける契約ということで、よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ご指摘のとおり、ご意見のとおり、この期間内は取り替え、所有権はまだリース業者にございますので、そこでやっていただくという形になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

59ページの要保護それから準要保護、児童就学援助のところですけども、経済的な理由により就学が困難であるというふうに認められた保護者というところで、この下の事業の実績で要保護者10名とありますけども、この経済的な理由で就学が困難であるということは、客観的にどう判断をして、その要保護者となるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

こちら10名、要保護者に関しましては、生活保護の受給世帯になります。そちらで判断しております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そしたら準要保護者というのは、どういうふうな枠ですか。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

準要保護世帯につきましては、世帯ごとの収入額と後その世帯員の数などをちょっと複合的に計算式を当てはめて、そのレベル、われわれが設定したその基準以下であれば支給ということで、ちょっと一言でどうこうというよりも計算式を当てはめていくことになるんで、もともとは収入とその世帯の構成であったりとかっていうところで、判断しているというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その計算式があるということで、直近この3、4年というか、こういう方々が増えてるのか、減ってるのかっていうのは分かりますか。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

要保護、準要保護の支給を受けてらっしゃる方なんですけれども、令和5年度で全校の児童生徒の総数の大体13%程度、そして、6年度に入っても12.8%程度ということで、割合的には大きな変動はございません。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

分かりました。その下の特別支援学級児童の件ですけれども、この下の、これも認定者37名とありますが、その認定ということはある程度認定するということは、認定しない子どももいらっしゃるというふうな認識でよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

先ほどか課長がお答えしました基準がございまして、生活保護の要件に対する方の大体1.2%ですね。申し訳ありません。特別支援の方の受給者数というのも大体そんなに変動がないような感じ。すいません。こちらに関しましては、まず申請をその対象者の方からしていただくような流れになっておりまして、こちらは所得要件っていうのは特にございませんで、そういう障害を持たれているお子さんであつたりとかですね。そういう対象になられる方は、申請をしていただければ、ほぼ認定という形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

ということは、こういう方々の保護者は、申請をしたらもう全部認定するということ、全員認定ということで認識してよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

そういう障害をお持ちのお子さんであれば全て認定という形になります。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

ということは、所得制限なしということで確認ですが、よろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

島係長。

○係長（島美紀君）

認定における所得の制限というのはございません。ただ、受けられる費目っていうのが、ちょっと所得の水準が高い方に関しましては、受けられない場合っていうのがございまして、交通費の助成に関しては、その方も受けられるっていう、所得の水準が高い方も受けられるというような要件になっております。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

これも先ほどと同じくこの認定者数の数というのは、この近年、増減というのが分かりますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

近年、特別支援学級に在籍しているお子さんが増加傾向にありますので、特別支援教育に関する奨励費に関しても増加傾向にあるものです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入、歳出、主要な施策等、全体を通して質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと今の同僚議員の質疑を聞いてて、ちょっとすいません、関連して1点伺いたいんですが、先ほどの主要な施策の方の59ページの上段ですね。要保護、準要保護、児童就学援助費の準要保護者っていうのを計算式に当てはめるということですが、これは国等のもう決まった数式なんでしょうか。それとも本町独自なのか。ちょっとそれを伺います。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

町独自の計算ではございませんで、ここで言う要保護、要は生活保護世帯の認定に関しての計算式を国の方で算定式公表されておりますので、その計算方式を踏襲して町でも同様に計算をしているというところがございます。町独自で何かしらそこに手を加えるということはしておりません。ただその生活保護世帯の認定されるそのレベルよりも今度は準保護ですので、緩いといえますか、ですので、そこに傾斜をかけて生活保護世帯の1.2倍の収入数値、そこで計算された分があったとしても認めますっていうことで、貧困程度が要保護世帯以下であったとしても、そういった形で拾えるっていうような制度となっております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最後にもう1点だけ、同じところですが、令和5年度も6年度も一定、割合は13%程度ということでしたが、対象者がですね。毎年度、予算額が結構実績というか、実際の計算額より結構多いと思うんですよね。もちろん足りなくなったら困るものなので多めにとるってことは十分理解できるんですが、それにしても多分2割ぐらい予算額に対して余ってる、不用額になってる。これは例年の割合等を鑑みると、もう少し予算要求を減らしてもいいのかなと思うんですが、ちょっとその考え方といいましょうか、やっぱりそれは難しいのか。これが補助金とかが多く入るものなら申請のために、国県の申請のために多くとつとくのは分かるんですが、ほとんど一般財源のようなので、極端に言うと、もちろんぎりぎりにとれとは言わないんですけども、そこまで多くとらなくても、もし超えた分はなんですかね。流用等で対応できるほどの金額の範囲かなと思ったんですが、ちょっと予算要求の考え方を伺います。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

おっしゃられるようにこの費目につきましては、毎年度3月に不用額の減額補正をしているところです。ただし以前は、おっしゃられるように多くありましたが、ここ近年はその不用額の減額補正は、減少傾向にあるのかなと思います。その要因としましては、おっしゃられるようにちょっと不用額を大き過ぎるので、ちょっともともとの算定された予算に補正率を掛けて、当初予算の要求額を減らしているというところもあります。実際それができるのかどうか、それをして妥当なのか、おっしゃられるように足りないと困るんじゃないかっていうところもございますが、もともと100%の予算ということで考えたときに何を100とするかというところですが、学用品費も当然ですね、たくさん買うご家庭もあればそこまで必要じゃないというご家庭もございます。あとは医療費に関しても病院に多くかかられるところもあれば、そうじゃないところもあるってということで、100%といえば皆さんがもうそれを100%を学用品費を上限額まで買うであつたりとか、医療費も認められる限り買うってということであるんですが、実際はそこまでではないということで、近年の傾向を見た中で、先ほど申しあげました補正率っていうのを年度ごとに算定しまして、当初予算の減額、要求額の精査というところには、近年努めているところでございます。今後こういったデータを過去のデータを活用しながら適正な当初予算の要求というのもしてまいりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

すいません。6年度の当初予算で説明が深くあったかどうかちょっと覚えてないところがございますので、給食共同調理場の真空冷却機導入事業というところで、食材費等については、保護者に負担をいただいているわけですが、いろんな調理するこういう機器ですね、そういったものは町が負担して更新していかなければならないというところは理解をしておりますが、この真空冷却機というものが、結構工事費と備品購入費でかなり高額であるんですが、実際見ることもなく、どのように使われるものなのかというところで、ちょっと詳しく説明いただければと思います。

○委員（八木亮三委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

真空冷却機、もうまさにそのとおりで冷却をする機械です。先ほどの異物混入のお話じゃないですが、食材というのは、全ていったん熱を通して殺菌というような意味合いもございます、熱を通します。ですので冷たいもの、要は和え物であったりとかは、いったん温めながらも最終的に冷やすっていうことで、この冷やすために冷却機を使用をしているところです。冷たいおかずを作る際に、この真空冷却機を使用しております。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

以前、調理員の方に通常サラダとかそういったものも全てではないかもしれませんが、でも、いったんおっしゃるように火を通すというところも聞いておりましたので、そういう冷たいものは冷たいものにするということで、こういう機械があるということは理解をしました。その中で今冷やすというところで、またちょっと違うんですけど、以前、食材で冷凍のインゲンが結構栄養士の方は扱いやすく、扱いやすくていうか、金額等の問題とかもあって結構献立に入れることが多いけれども、実際の調理員の方に聞きますと、私は冷凍インゲンそんなに使ってはないんですけど、ごくまれに小さな虫があるかもしれないから、それをすごく精査するのがかなり時間がかかるというようなことをお聞きしましたけども、きっといろんな食材、バリエーション等のために使ってはいらっしゃると思うんですが、今のはインゲンだけに特化したわけじゃなくて、そういう扱いやすかったりする食材、金額とかですね、あっても現場は結構大変、先ほど同僚議員もアレルギー対応とか、幅広く神経を注がなきゃならないということを聞いておりますけども、そういう、ただ負担ですよね、もういろんなことで一生懸命調理に向かってらっしゃるというのを聞いておりましたので、そういうことも、そういう声といいますか、食材の献立の反映とかはされているのかどうかだけ、すいません、最後に教えていただ

ければと思います。

○委員（八木亮三委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校給食の献立につきましては、給食献立委員会の方で前月の給食の良さ、課題等々、また、翌々月の献立について話し合わせ、不明な点等の確認が行われ作成されておりますが、実際現場の方で作る段階において、また、これが単価、物価高騰とも兼ね合いが出てくるんですが、生の野菜を生鮮野菜を使えるときと、冷凍を使わざるを得ないときと、また、冷凍の方が作業がしやすい場合等もありますので、学校栄養士、栄養教諭の方と調理員の方がミーティング等々を行いながら、この食材は扱いやすかったかどうかであるとかのミーティングを常に協議を重ねながら、作りやすく、事故がなく、そして、おいしい給食になるような工夫、努力はされているようでございます。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

すいません、あと1点。先ほどの主要な施策の59ページの特別支援学級児童の数、認定者37名と書いてありますね。その次のページの中学校になったら認定者が8人ということですが、素朴な疑問で、中学校、小学校から上がって行って中学校ということになったら、先ほど数がちょっと増えてっていう中で、8人を認定するというのはえらい少ないなという正直なところですが、そのあたりをお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

小学校の1年生、もう入学の段階から支援学級を選択されるお子さんが最近増えてきております。以前は、小学校の低学年の間は少しみんなとの通常学級の中で様子を見ながら途中3年生ぐらいから支援学級に入るといようなお子さんが多かったのですが、最近では1年生の頃から学びの場の選択という形で支援学級を選ばれる方が増えてきております。しかしながら、これが中学校に進学の段階で、支援学級よりも通常学級に転籍をしたいというお子さんが増えてきて、小学校の数よりも中学校の生徒の支援学級在籍の生徒数はぐっと下がります。そのことによって、認定者も減ってきているというところでございます。その要因としましては、通常の高校、普通高校の受験をしたいということがございますので、みんなとの通常学級での学びの中で、高校受験に備えたいというようなご意向もあるようでございます。ただ、特別支援学級だから普通高校が受験で

きないということはありません。しかし、知的・知的障害の学級につきましては、特別の教育課程を行っておりますので、普通高校の入学に必要な単位等々が、その学びの保障ができないところがございますが、情緒・情緒障害の学級におきましては、通常の当該学年の学びをいたしますので、支援学級在籍のまま高校受験は十分可能でございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そういう理由ですね。そうするといわゆる普通学級にその子たちが行くということは、これらの就学援助費というのは、もう全く同じような状況でたまさか普通クラス、でも本来だったらっていう、そこで、援助費というのが発生するわけですけど。もうあなたは普通のところですねってなったら、その時点でもう全て一切なくなるという理解でよろしいですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

あくまで特別支援学級に在籍している児童生徒に対しての補助費ですので、支援学級ではなくなりましたら、その補助の対象ではなくなります。通常学級にも特別な支援を要する子はたくさんおりますので、その以前、学級に在籍していたから出るとかっていると、不公平感が生じると思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。以上で、教育委員会教育総務課、学校教育課の所管の質疑を審査を終わります。

11時15分まで休憩します。

（休憩 11時06分～11時14分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第60号の審査を続けておりますが、これからは教育委員会生涯学習課の件を審査したいと思います。まず、本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

皆さまこんにちは。それでは議案第60号令和6年度一般会計歳入歳出決算の生涯学習課所管分についてご説明させていただきます。まずは歳入の部です。事項別明細書の24、25ページをお願いします。13款1項3目労働使用料は、勤労青少年ホームと働く婦人の家の使用料になります。続く4目農林水産業使用料は、多目的研修集会施設

の使用料、続く、5目土木使用料2節都市公園使用料のうち、9万5,700円が所管分になります。次のページをお願いします。続く6目教育使用料1節社会教育使用料は、文化ホール・社会教育施設などの使用料、2節保健体育使用料は、スポーツ施設などの使用料になります。少し飛びます。36、37ページをお願いします。15款2項7目教育費県補助金4節社会教育費補助金は、長崎県学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金として、子どもの居場所づくりなどに目的として公民館などで実施しております地域子ども教室への補助金となります。5節保健体育費補助金は、昨年度行われました日本スポーツマスターズ長崎大会の経費補助金になります。次のページをお願いします。同じく15款3項7目教育費委託金2節社会教育費委託金は、市町村権限移譲等交付金で、史跡は県指定であります五輪の塔の管理に対する委託金、立入調査は、有害図書などの立ち入り調査を実施している分の委託金となります。3節保健体育費委託金は、中学校の部活動の地域展開に関する委託金になります。16款1項2目1節利子及び配当金のうち、7行目、21世紀ふれあい基金運用収入は、基金の預金利息になります。次のページをお願いします。同じく16款2項2目1節物品売払収入は、運動公園で使用しておりましたダンプトラック、こちらの売り払い分で、うち40万円が所管分になります。17款1項6目4節保健体育費寄附金は、部活動の地域展開への協力金として寄附金を頂いております。7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち5,848万4,600円が所管分で、勤労青少年ホーム管理費経費や青少年健全育成事業、社会教育事業、図書館事業、保健体育事業等に充当しております。次のページをお願いします。8目1節企業版ふるさと納税寄附金のうち300万円が所管分になります。図書館の図書購入費へ充当されております。次のページをお願いします。18款2項5目21世紀ふれあい基金繰入金は、青少年研修費、研修補助金に充当してる分になります。次のページをお願いします。20款5項3目1節雑入の8行目、清涼飲料水自動販売機設置料のうち186万8,513円、体育施設等にあります自動販売機の設置使用料になります。2行下、各種施設電話使用料のうち250円。次のページをお願いします。一番上、各種施設コピー使用料のうち4万6,640円、その下、長与町郷土誌売払収入は全額です。14行目、テニス広場コインロッカー使用料、こちらも全額です。16行目、電柱等設置使用料のうち8,981円、20行目の自主事業チケット売払収入、こちらも全額、23行目、広告掲載料のうち8万400円で、図書館に設置しております雑誌のスポンサーです。14社22誌の協力を頂いております。30行目、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち100万円、こちら自主事業に充当しております。34行目、陶器制作料は全額で、こちら陶芸の館で制作しているものの材料費となります。45行目、各種施設電気使用料は全額で、にんじんネット協議会の無線アクセスポイント設置分になります。48行目、カーポート設置使用料は全額で、運動公園広場、相撲広場、海洋スポーツ交流館の3カ所にカーポート型の太陽光パネルを設置しております。一番下、講座参加者負担金は全額です。次のページをお願いします。7行目、障害者スポーツ振

興事業委託金は全額で、卓球に関する用品の購入費に充てられております。次のページをお願いします。21款1項5目1節保健体育施設整備事業債は、町民体育館の空調設備改修に伴うものでございます。以上が歳入のご説明であります。続きまして、歳出に移りたいと思います。

130、131ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム管理費は全額でございます。1節報酬の勤労青少年ホーム運営委員会委員報酬につきましては、勤労青少年ホームと次にご説明いたします、働く婦人の家の運営委員会を合同で実施しておりますので、この両館の委員報酬を支出しております。7節報償費は、各館で開催しております主催講座の講師謝礼でございます。報酬や講師謝礼につきましては、これ以降、各公民館等の施設でも同様でございます。10節需用費の修繕料は、誘導灯や給湯器、トイレの修繕、合計6件分になります。12節委託料の下から2行目、施設保守・管理委託料につきましては、令和6年度から3年間の長期継続契約になっております。こちらは生涯学習課で所管しております多くの施設、これを合同で管理していただいておりますので、これ以降の各施設についても同様でございます。以下、次のページの上段まで続きますが、その他、経常経費につきましては、ほぼ例年どおりでございます。次に2目働く婦人の家管理費でございます。10節需用費の修繕料は、施設内装や駐車場の区画線修繕など、合計6件分になります。14節工事請負費では、空調設備機器設置工事を行っております。以下、次のページの上段の図書購入費まで、経常経費となっております。少し飛びます。140、141ページをお願いします。6款1項6目多目的研修集会施設管理費でございます。10節需用費の修繕料、こちらでは空調配線やトイレの止水栓の修繕など、合計6件分になります。次のページをお願いします。14節工事請負費では、大ホール空調設置工事になります。その他は、経常的な経費となっております。続きまして、大きく飛びます。176、177ページをお願いします。10款6項1目社会教育総務費でございます。1節報酬は、社会教育委員や社会教育推進指導員などの報酬となっております。次のページをお願いします。7節報償費の1行目の講師謝礼は、各講座や教室事業等の講師謝礼および20歳のつどいの記念品等になります。8節旅費では、通常旅費および各種指導員の委員、ボランティア等の費用弁償等も含まれております。10節需用費の修繕料では、つどいの家の水道バルブや熱感知器の修繕等、合計5件分になります。12節委託料では、3行目、看板作成委託料として、家庭教育10か条の看板を作成しております。一番下、オンライン配信業務委託料は、長崎県立大学シーボルト校に委託しております二十歳のつどいのオンライン配信業務の委託料となっております。この一番下から次のページの18節になります。負担金、補助及び交付金では、長与町地域公民館連絡協議会補助金や子ども会育成会連絡協議会などの各種社会教育関係団体への補助金、特に昨年度は特段のものとして、長与小学校の150周年記念事業の補助金等があります。その他、経常経費につきましては、例年どおりとなっております。次に2目公民館費でございます。こちらは長与町公民館、高田地区

公民館、上長与地区公民館、3館分になります。1節報酬の公民館運営審議会委員報酬につきましては、多目的研修集会施設の委員運営委員相当分も含まれております。10節需用費の修繕料では、長与町公民館の和室修繕、これ畳の表替えとか、高田地区公民館では、トイレの壁や掲示板の修繕、上長与地区公民館の熱感知器取り替えなど、合計20件分になります。12節委託料は次のページまで進みます。3館分の施設管理費等になります。特段のものはございません。14節工事請負費は、高田地区公民館のトイレ洋式化工事と上長与公民館の空調取り付け工事、3件分になります。その他につきましては例年どおりとなっております。次に、3目図書館費でございます。1節報酬では、館長報酬や図書館協議会委員等の委員報酬となっております。10節需用費の修繕料では、自動車文庫のタイヤ交換や空調修繕など合計3件分になります。次のページをお願いします。12節委託料では、図書館の司書5名と補助員5名に対する図書館の施設業務管理委託料のほか、図書館のさまざまな施設管理委託料となっております。13節使用料及び賃借料では、図書館システムの借り上げのほか、各種機器の賃貸料となっております。その他、経常経費につきましては、例年どおりとなっております。次に、4目文化振興費でございます。7節報償費では、イリュージョニストDAIKI、人形劇不思議駄菓子屋銭天堂、謎解きクリエイター松丸亮吾トークショーとか、平和コンサート等ですね。こちらに関する謝礼等になります。全ての公演、興行で大盛況でありました。12節委託料では、一番上、開発工事等に伴う発掘調査業務委託料は、前年に引き続き、嬉里郷の皿山付近での調査委託料があります。次のページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金では、文化協会や郷土芸能団体への補助金のほか、各種大会の参加補助金などがあります。その下、5目文化施設管理費でございます。文化ホールと陶芸の館の管理経費になります。10節需用費の修繕料では、長与町民文化ホールの空調設備であるエアハンドリングユニットに関する修繕、自動ドアの制御コントローラー取り替えなど24件分になります。12節委託料は、金額としては大きいですが、文化ホールの施設保守管理委託や舞台技術および管理委託料、陶芸の館の管理費委託料と例年どおりの支出となっております。その他、経常経費につきましては、例年どおりとなっております。次のページをお願いします。7項1目保健体育総務費でございます。ここからスポーツ関係となります。7節報償費は、2行目スポーツ教室講師謝礼として、各小学校のスポーツ教室の指導員に対する謝礼、各種大会等の賞品代として町民文化祭の商品、V・ファーレン長崎や長崎ヴェルカの招待チケット代等になります。12節委託料は、イベント時の警備業務や地域スポーツ活動の推進事業、SUP体験、体験会の開催等があります。18節負担金、補助及び交付金では、各種大会の参加補助金、こちら延べ609名分、他にも県のペーロンや町のペーロン大会に伴う補助金、スポーツ協会への補助金等になります。その他、経常経費につきましては、例年どおりとなっております。次に、7項2目体育施設管理費でございます。下の方から次のページまでもう続きます。1節から8節までは、定例的なものです。10節需用費の修繕料では、町民体育

館の総合リモコン盤修繕修理やテニスコートナイターの取り替え、運動公園広場の倉庫の壁の修繕、NAGAYOシーサイドパークの多目的広場、バリアフリースイールの修理など、全部で35件分になります。12節委託料では、長与町武道館屋根改修工事設計業務委託料があります。なお、この武道館を含め今年度より教育委員会が管理する建物の本体工事、大規模の改修工事に伴うものにつきましては、教育総務課において行うこととなっております。それ以外は、施設管理に伴う定例的な保守点検業務になります。14節工事請負費では、長与町民体育館の空調設備工事、改修工事などの4件分になります。17節備品購入費では、障害者スポーツ実施環境の構築支援事業として、卓球台等の関係用品を購入しております。その他、経常経費につきましては、例年どおりとなっております。以上で事項別明細書の説明を終わります。

続きまして203ページをお願いします。財産に関する調書になります。4基金の(2)土地開発基金の不動産面積のうち、2,079平米、また、土地金額のうち、1,540万1,912円が、生涯学習課所管分になります。皿山地区の7筆分になります。次のページをお願いします。一番上(8)21世紀ふれあい基金が所管分になります。最後になります。主要な施策の成果に関する報告書につきましては、報告書の62ページから64ページに、こちらの方に主要な施策の成果を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上が生涯学習課所管分の決算でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。まず歳入の24、25ページのところで質疑はありませんか。続いて26、27ページのところで質疑はありませんか。少しページが飛びますけれども、36、37ページで、質疑はありませんか。続いて38、39ページのところで質疑はありませんか。続いて次のページ40、41ページのところで質疑はありませんか。続いて42、43ページのところで質疑はありませんか。続きまして44、45ページのところで、質疑はありませんか。続きまして46、47ページのところで質疑はありませんか。48、49ページのところで、質疑はありませんか。続いて50、51ページのところで質疑はありませんか。

八木委員。

○議員（八木亮三議員）

50、51ページの雑入の障害者スポーツ振興事業委託金ですが、歳出の方にあった卓球関連のっていうことで、歳出の内容は分かる、内容というか、どこの歳出か分かるんですが、すいません、ちょっとこれ予算計上時とかに説明あったかもしれないんですが、どういうもので、そもそも委託金ということは、どっから委託された、どういう事業なのかをちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

これは国の事業になります。まずはですね、国から一般の事業者の方に委託されて、それから町の方に来ているもので、すいません、その一般の事業者の名称はちょっと今私がちょっと把握はしてないんですけど、そちらの方から委託金という形で、障害者のスポーツ、これの普及のためにハード的なものをそろえるものに対しての補助金ではない、委託金という形で、こういったのをします、ならばいいですよっていうのを最初事前にお話をして、今回、卓球について障害者も一緒にできる状態であれば、それを購入することができるというのを事前にお話を頂きまして、今回、実際、特別なものは買っておりません。障害者専用というものはありません。一般と障害者と共に一緒にできる事業という形で、今回卓球がそのまま同じものが使えるということで、今回卓球台の購入、そして、ボールが飛び出さないようにするような周りのフェンスですね。こういったものを購入しております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○議員（八木亮三議員）

そうすると、こういう障害者スポーツ振興のための事業といいましょうか。こういうのがありますよというのがあって、本町がそれに申請というか、応募というかして採択されたということで、よろしいんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

はい。そのとおりでございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○議員（八木亮三議員）

それを卓球の用品にされたのは、何か理由があるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず、こちら経緯につきましては、もう異動しましたが、前係長が国の方に行ってて、その担当の業務を行っておりました。こういったので使えるよっていうのが、まず分かりまして、やってみようという形で各協会の方に投げ込みをしました。そしたら卓球協会の方から障害者も同等にできるんじゃないかっていう話を頂きまして、今回このような形になって、最終的には備品という形で購入が叶ったものになります。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○議員（八木亮三議員）

そうすると、新たに卓球台とかを買ったということなんですかね。当然、その卓球台ってのは、一定本町にももう持ってるものがあって、そもそも追加で買う必要があったのかっていうところをちょっと感じるんですが、例えば本町がもう持っていないようなスポーツのものを新たにそろえとかなら分かるんですが、その辺のちょっと理由と、あとその購入した卓球台、フェンス等は、どちらに常備というか、配置されてるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まずこの事業につきましては、100%財源が出るものでありました。そのため備品を購入という形で一番いいんじゃないかという、町の手出しは一切これは出ておりません。場所につきましては、町民体育館の方に新しく、どうしても町民体育館が一番卓球の大きな大会等もやりやすいもので、あちらの方に町民体育館の方に置かせていただいて、町民体育館に今までありましたある程度使えるものを学校とか、公民館の方に順次下ろしていくじゃないですけど、少しでもいいものを町内のさまざまな施設に置けるような形に順次入れております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。では、続いて52、53ページ、質疑はありませんか。続いて歳出に移りたいと思います。130、131ページのところで、質疑はありませんか。132、133ページのところで、質疑はありませんか。続いて134、135ページのところで、質疑はありませんか。少し飛んで140、141ページのところで、質疑はありませんか。続いて142、143ページのところで、質疑はありませんか。少しまた飛びますけれども、176、177ページのところで、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

176、177ページの6項ですね。10款6項1目社会教育総務費の1報酬、この一般事務補助パート報酬っていうのが、単純に前年度、5年度を見ると16万円くらいになってるんですが、4年度を見ると80万円と6年度に近いんですが、これは年度で大きく違うのは、どういった何か理由があったのか。ちょっと単純に前年度との違いという意味で伺います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この額につきましては、産休育休の代替職員の分になりますので、その当時の人間で

変わっております。

○委員長（中村美穂委員）

続いて178、179ページのところで、質疑はありませんか。180、181ページのところで、質疑はありませんか。182、183ページのところで、質疑はありませんか。続いて184、185ページのところで、質疑はありませんか。続いて186、187ページのところで、質疑はありませんか。続いて188、189ページのところで、質疑はありませんか。続いて190、191ページのところで、質疑はありませんか。続いて192、193ページのところで、質疑はありませんか。少し飛んで203ページですかね。今からちょっと通知で出しますけど、203ページのところですね。質疑はありませんか。次のページの204ページのところ、質疑はありませんか。それから主要な施策のところですね。主要な施策の62ページから64ページのところで、質疑はありませんか。歳入、歳出、全体を通して質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

すいません。1点だけちょっとお尋ねしたいんですが、部活動が地域移行されて、休日に至っては生涯学習課、グラウンド等ですね。ちょっと教育委員会の中で学校施設はこちらの担当じゃないかもしれませんが、休日部活動というところのくくりでお尋ねするんですけども、休日に使いたい場合は、長与スポーツクラブに尋ねてほしいということをお窓口とかで言われるんですよね。例えば日曜日のこの時間帯は空いてますかっていうことで、ある学校施設のことをお尋ねしたら、長与スポーツクラブに聞いてください。それは当然、休日部活動というところで、そこが優先的に使うということは理解はしているんですけども、これで結構デジタルというか、尋ねることが駄目、尋ねてくださいっていうことが駄目とかじゃなくて、例えば昨日の時点でこういう状況、今こういう状況だけど、もちろんそれは即答はできないにしても、生涯学習課が分からないっていう状況がどうなのかなって。ちょっと分からないとか、分かってらっしゃっても、そういう形で今直近のことは、長与スポーツクラブが一番分かってらっしゃるという意味合いなのかもしれないんですけど、私が考えるに町が町の施設、学校、教育委員会含めてですね、その学校施設ですね、そういうところであれば一定の把握はされているのかどうか。そこまで私聞いたことはないの、分からないんですけど。例えばそういう状況がパソコン上では、確認ができるものなのかどうか。そこをお尋ねしたいと思います。恐らく、いかがでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

地域スポーツ活動に関しましては、長与スポーツクラブのホームページ上に一応翌月の予定表が載っていますので、それで確認はできるんですけども、例えば直近で予定が変わったりした場合などが予定表に載ってませんので、その都度その都度少しずつ変わったものに関しては、スポーツクラブに直接確認するしかないので、私たちも直接把握をしている状況ではちょっとございません。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

そうですね。もう直近であれば例えば昨日の夕方の時点と今日の昼間の時点で変わるということは理解はするんですけども、本来であればそこが管理するっていうのじゃないんじゃないかなって思うんですね。そこは優先的に使うというスタンスかなと思っていて、別にそれに今のやり方が悪いって言ってるわけじゃなくて、生涯学習課がもう少しとか、教育委員会全体で、借りに来た人とかそういう方に見せるとかじゃなくてですよ、状況、ある程度、そういうホームページでどうのじゃなくて、もう少し共有ができないものなのかなあと私は思っていて、もちろんリアルにその時間帯が空いているかどうかとか、そこは長与スポーツクラブに確認をとる。これは当然なことだと思いますけれど、何かそこがどうも何かこう町の施設というか、生涯学習課なり、教育委員会なりが施設、もちろん施設使用料を支払う場合は長与町に支払うわけですよね。だったらもうちょっとこう、そこの共有ですかね。今恐らく窓口に来なくても、いろんな施設が予約できたりっていうのを多分できてると思うんですけど、そうなる例えば休日に至っては、そういうような弊害が出てくるものか。もしくは空いているのに借りられないっていうような状況が発生するんじゃないかっていう、すいません。これは臆測ですので、違っていたら否定していただいて結構なんですけど、そういうこともあるんじゃないかなとちょっとこの2年間ぐらいで、借りる立場で考えたときにそう思ったものですから、その辺はいかがでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず、中学校施設につきましては、基本的にまずもう中学校の方が使うのが大優先でございます。そのため基本的には部活動の土日の分として、年間を通して基本的にとっております。ただし、それぞれの部活の都合によって使わなくなったっていうときには、利用して構いませんよっていう体裁をとっているもので、どうしても真面目な話をする、基本的にはもう全部とってますと、こう言わざるを得ません。ただ、空いてる時には利用していただいた方がいいと思いますので、その辺につきましては、一番現場で委託先であるNSCの方が最新情報を知ってるから、そちらの方で確認してくださいとい

う、ご返答になってるかと思います。ただ、共有情報につきましては、今後やはりNSCとものと話をして、どこまで直前の前日に決まったことをその日の夜に必ず報告しないといけないと言われてたらそこまでも難しいかと思いますので、なるべく最新情報になるように話は詰めていきたいと思っております。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

そんなに直近でっていうのは難しいかもしれませんが、そこが例えば本当は住民の方も含めて、例えばNSCの方が更新をかけるのを大変だと思うんですけども、そういう情報っていうのを分かりやすく生涯学習課と共同で少し考えていただければ、もう最終確認はそういうふうに直接聞くしかない。もう以前にしたら学校に聞けば分かったはずなんですけど、今もう学校すら分からない。自分の学校のグラウンドが学校が分からないというのもちよっとどうなのかなと、私は思うところもあったものですから。もちろん今は借りる場所が学校であったとしても、そういうふうなやり方っていうのは理解してるんですけど、ぜひ検討していただいて、もし空いているんであればより多くの方が利用できるようにした方がいいと思いますので、進めていただきたいと思いますが、しつこいようですが、いかがでしょうか。

○委員（八木亮三委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

先ほどの答弁と重なりますが、委託先であるNSCと再度協議を進めたいと思っております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育委員会生涯学習課所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、農業委員会の審査を始めたいと思います。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木事務局長。

○農業委員会事務局長（荒木啓二君）

皆さんよろしくお願ひします。それでは農業委員会所管分につきまして、決算書事項

別明細書に従い説明いたします。まず歳入でございます。34、35ページをお願いいたします。15款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、1行目の農業委員会交付金、2行目の農地利用最適化交付金、6行目の農地集積・集約化対策費補助金が農業委員会の所管でございます。農業委員会交付金は、農業委員会の円滑な活動に資するために交付される交付金でございます。職員の給与へ充当しております。農地利用最適化交付金は、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために交付されるものでございます。これにつきましては、農業委員、推進員の報酬および最適化に向けた活動経費のインターネット接続料やMDM利用料などに充当しております。農地集積・集約化対策費補助金は、農業の生産性、競争力強化のため、担い手の農地集積、集約化を効率的かつ効果的に推進するために交付されているものでございます。こちらは農地法に基づき毎年実施をしております農地利用状況調査に係る経費に充当しております。次に46、47ページをお願いいたします。20款5項3目1節雑入の6行目、農業者年金事務委託手数料が農業委員会の所管でございます。農業者年金事務委託手数料は、農業者年金業務に要する経費について、農業者年金基金から交付されるものでございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。134、135ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費は、全て農業委員会の業務に係る支出でございます。1節報酬農業委員会報酬および農地利用最適化推進員報酬は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名の報酬です。農業委員会委員候補者評価委員会報酬は、農業委員辞任による欠員補充のため開催された候補者評価委員会の委員に対する報酬です。評価委員会とは、町および県の機関の職員、それから町内の農業者をメンバーとして、5名で構成されております。推薦または応募のあった農業委員候補者について、委員としての適性があるかの評価を行います。今回の決算額は、町内の農業者1名分の報酬でございます。一般事務補助パート報酬は、農地利用状況調査等の資料の整理などを行っていただいております。続いて2節給料、3節職員手当等、4節共済費については、農業委員会職員3名分の人件費に係るものでございます。7節報償費の農地利用状況調査員謝礼は、農地法に基づき毎年実施をしております農地利用状況調査に係るものです。農地の現地調査を行っていただいた調査員34名分の謝礼でございます。8節旅費につきましては、職員に係るものを普通旅費、研修旅費で、農業委員、最適化推進員に係るものを費用弁償でそれぞれ支出をしております。9節交際費は、農業委員会会長の交際費でございます。こちらは土地改良区の総会時のお祝いに支出をしております。10節需用費のうち、消耗品は、農業新聞購読料や研修用図書など、各種消耗品などに支出をしております。食糧費は、主に各種会議等の意見交換会等に伴うものでございます。印刷製本費は、農地利用状況調査時の封筒作成に係るものでございます。11節役務費は、農地調査時に使用するタブレットのインターネット接続料でございます。13節使用料及び賃借料のうち、MDM利用料は、農地利用状況調査や農地の現地調査を行う際に、農地の住所、位

置等の情報が入っておりますタブレットを紛失した場合に、第三者による不正利用対策や遠隔地からの端末ロック、初期化などができるものです。年間の利用料は補助対象経費となっております。次に１３６、１３７ページをお願いします。１８節負担金、補助及び交付金は、農業委員会業務に関連する団体への負担金および補助金でございます。農業委員会に関しましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入のところですね。歳入の３４、３５ページ、質疑はありませんか。続いて、歳入の４６、４７ページ、質疑はありませんか。

それでは歳出の方に移りたいと思います。１３４、１３５ページのところで、質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

３４名分の謝礼のうちの調査状況というところだったんですが、この１７５万３、２００円は大体１人当たりどのくらいの農地を調査し、そして、それぞれその３４名がどのように幾つかの農地をされたのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

荒木事務局長。

○農業委員会事務局長（荒木啓二君）

まず１人当たりの謝礼につきましては、１時間当たり９００円で支出をさせていただいております。あと町内の農地については、８、６６８筆ございまして、これを推進員が各地区に分かれておりますので、それに基づいて各地区ごとに調査をしていただいております。なので多分本川内郷とか、岡郷とかの農地が多いところの方については、１人当たり１００筆ぐらいですかね、たしか。当たりで調査をしていただいております、逆に、嬉里郷とか丸田郷とか、農地が少ない方に関しましては、それよりもっと少ない調査区域で調査をしていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて１３６、１３７ページのところで質疑はありませんか。歳入、歳出、全体を通して質疑を受けます。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で農業委員会の審査を終わります。

それではこれから議案第６０号のところの討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６０号令和６年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、産業

文教常任委員会に分割付託分の件を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 12時10分)